

## 平成27年度介護報酬改定に向けた基本的な視点(案)

平成27年度介護報酬改定に向けて、社会保障審議会介護給付費分科会において、本年4月以降、計8回の議論を行うとともに、事業者団体ヒアリングを行った。

これらの議論を踏まえ、今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点は、次のように整理できると考えられる。

### (地域包括ケアシステムの構築に向けた流れの中での報酬改定)

- 介護保険制度の創設から15年目を迎え、介護サービスの提供は着実に拡充されてきた。しかしながら、今後更なる増加が見込まれる高齢者の地域における暮らしを支えるためには、介護サービスの充実とともに、団塊の世代が全て75歳以上となり、医療ニーズを併せ持つ要介護者の増大が見込まれる2025年(平成37年)に向けて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築していくことが喫緊の課題である。
- このような認識のもと、平成23年の制度改正では「地域包括ケアシステム」の理念規定を介護保険法に明記することに加え、できる限り住み慣れた地域で在宅を基本とした生活の継続を目指すため、定期巡回・随時対応サービスや複合型サービスなどの新たなサービスを創設した。また、これに続く平成24年度の介護報酬改定において、制度改正の趣旨を踏まえ、介護サービスの充実・強化を図りながら、診療報酬との同時改定として医療と介護の役割分担と連携を強化することで、「地域包括ケアシステム」の構築に向けた基盤強化を推進した。
- こうした一連の流れの中で、今般の平成26年の制度改正では、高度急性期医療から在宅医療・介護、さらには生活支援まで、一連のサービスを地域において切れ目なく総合的に確保するため、「医療提供体制の見直し」と「地域包括ケアシステムの構築に向けた見直し」が一体的に行われた。
- 介護保険制度における具体的な対応としては、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの充実などを市町村が行う地域支援事業に位置付けるとともに、要支援者の多様なニーズに対応するため、従来、予防給付として提供されていた全国一律の介護予防訪問介護と介護予防通所介護を、市町村が行う地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)に移行することとした。  
また、今般の医療・介護の一体的な制度改正に先駆けて行われた平成26年度の診療報酬改定において、医療機関の機能分化・強化と連携、在宅医療の充実等にも取り組みがなされた。
- 一方、2025年が約10年後に迫るなかで人口構造に目を向けると、2025年以降、我

が国の介護保険制度を支える 40 歳以上人口は減少に転じるとともに、既に減少局面に入っている生産年齢人口(15 歳から 64 歳)についても、趨勢的に減少が続くといった、これまで経験したことのない環境に直面することが見込まれる。

このため、“2025 年に向けた地域包括ケアシステムの構築”とともに、保険制度の支え手や介護サービスの担い手の減少とは対照的に今後も増大が見込まれる介護ニーズに対して、質の高い介護人材を確保し、より効率的なサービスの提供体制をいかに構築していくのか、といった“2025 年以降を見据えた対応”も考慮すべき時期に差し掛かっている。

- このような状況等を背景として、今般の制度改正後初となる今回の介護報酬改定においても、制度改正の趣旨を踏まえ、平成 30 年度の診療報酬と介護報酬の同時改定を見据えつつ、地域包括ケアシステムを着実に構築していく観点から、その基本的な視点を整理すれば、おおむね次の3点に集約されるものと考えられる。

#### (今回の介護報酬改定に向けた基本的な視点)

- 第1の視点としては、地域包括ケアシステムの構築に向けた、在宅中重度者や認知症高齢者への対応の更なる強化である。特に、今般の制度改正では、在宅医療・介護連携の推進を地域支援事業に位置づけて取り組むこととしているが、今回の介護報酬改定においても、医療と介護の連携も含め、在宅中重度者や認知症高齢者への支援を強化することが必要である。  
また、平成 26 年度の診療報酬改定や今後の地域医療構想に基づく病床機能の分化・連携の推進による医療機関から在宅復帰促進の流れにより、在宅医療・介護のニーズが高まり、在宅要介護者の中重度化が見込まれることから、在宅生活の限界点を更に高めるための対応が必要である。
- 第2の視点としては、介護人材確保対策の推進である。介護人材は、地域包括ケアシステムの構築に不可欠な社会資源であり、その確保は最重要の課題である。また、将来的なマンパワー減少を見据え、質の高い介護人材を確保するとともに、効率的かつ効果的に配置するといった観点も重要である。  
介護人材の確保に当たっては、雇用管理の改善など事業者自らの意識改革や自主的な取組を推進することが重要であるとともに、国・都道府県・市町村が役割分担しつつ、それぞれが積極的に取り組むべき課題であり、事業者の取組がより促進される仕組みを構築していくことが必要である。
- 第3の視点としては、サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築である。地域包括ケアシステムの構築を図る一方、保険料と公費で支えられている介護保険制度の持続可能性を高め、限りある資源を有効に活用するためには、より効果的で効率的なサービスを提供することが求められている。  
このような観点から、必要なサービス評価の体系化・適正化や規制緩和等を進めていくことが必要である。